

遊漁規則の認可についての審査基準

1 目的

この審査基準は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）及び山形県漁業調整規則（令和 2 年山形県規則第 66 号）に定めるもののほか、法第 170 条第 1 項及び第 3 項の規定により遊漁規則を認可する際の審査基準を定めることを目的とする。

なお、この審査基準は行政手続法第 5 条第 1 項に基づき定めるものである。

2 審査基準

遊漁規則の認可についての審査基準は次のとおりとする。

- (1) 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。以下「組合法」という。）第 48 条第 1 項第 9 号（第 52 条第 6 項で準用する場合を含む。）の規定又は総会の部会において組合法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく決議が行われていること。
- (2) 法第 170 条第 2 項に掲げる事項が規定されていること。
- (3) 漁業権行使規則で組合員に対して漁具・漁法、採捕区域及び採捕期間を特に制限していない場合、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間の制限をしていないこと。
- (4) 漁業権行使規則で組合員に対してキャッチアンドリリース区間を設置していない場合、これを遊漁者に対しても設置していないこと。
- (5) 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限をしていないこと。
- (6) 法令に違反する内容が記載されていないこと。